

建設コンサルタント業務等における入札金額の内訳書の提出について

九州地方整備局では、建設コンサルタント業務等について、入札及び契約における不正行為の排除、また競争参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に業務費内訳書の提出を求める試行を実施することとしましたので、お知らせいたします。

1. 業務費内訳書の提出について

(1) 対象業種

- ・ 土木関係建設コンサルタント業務
- ・ 測量業務
- ・ 地質調査業務
- ・ 補償関係コンサルタント業務

(2) 対象業務

全ての業務（ただし、プロポーザル方式は除く）

(3) 業務費内訳書に記載する様式及び内容等

～詳細は別紙のとおり～

2. 適用時期

平成24年12月以降、公告及び入札説明書等に掲載された業務から適用する。

(問い合わせ)

国土交通省九州地方整備局 TEL: 092-471-6331 (代表)

総務部 建設専門官 い飯尾 けんいち憲一 (内線2514)

企画部 技術管理課長補佐 とみがはら富ヶ原 りゅういち隆一 (内線3314)

業務費内訳書に記載する様式及び内容等

(1) 業務費内訳書に記載する様式及び内容

- ① 業務費内訳書の様式は、任意の様式でも可とするが、発注者名、提出者の住所、商号又は名称、代表者氏名、業務名並びに項目、工種、種別、細別、規格、単位、数量、単価、金額を記載する欄を少なくとも、設けたものであること。
- ② 交付された数量総括表の項目、工種、種別、細別、規格、単位及び数量（今回）欄に記載されている内容と同一のものを業務費内訳書の各対応項目欄に漏れなく順序通り記載したものであるとともに、これらにかかる単価及び金額に併せて記載したものであること。
- ③ 作成された業務費内訳書が、記載漏れ、誤記・脱字、積み上げミス、計算ミス等がないものであること。また、業務費内訳書の合計金額（税抜き）が入札金額と一致させたものであること。

(2) 業務費内訳書の提出方法

対象業務の全ての入札参加者に対して第1回の入札の際に持参、郵送又は託送により、提出するものとする。

(3) 提出された業務費内訳書の取扱い

- ① 業務費内訳書に記載された内容について、必要に応じて、別途ヒアリングによる説明や資料の提示等を求める場合がある。
また、ヒアリングにおいて明確な説明がなされなかったと認められる場合、根拠となる資料の提示がない場合、提示された資料に根拠がない又は根拠に乏しいと認められる場合等については、技術評価点を零点とする場合がある。
- ② (2)の記載に反した業務費内訳書が提出された場合並びに入札の際に業務費内訳書が未提出であるとき又は提出された業務費内訳書に未記入等不備があるとき等、別表に該当すると認められる場合は、当該業務費内訳書を提出した業者の入札を九州地方整備局競争契約入札心得第6条第11号による無効の入札とする場合がある。
- ③ 入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該業務において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された業務費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ業務費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

業務費内訳書の無効要件について

類 型	No.	未提出又は不備とされる場合
1 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の業務の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書及び指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の業務の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

平成 年 月 日

(発注者) 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

業 務 費 内 訳 書

業 務 名 :

項 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額

(注) 交付された数量総括表に記載されている内容と同一のものを業務費内訳書の各対応項目欄に漏れなく順序通り記載するとともに、これらにかかる単価及び金額を併せて記載すること。

〔参考〕入札書及び業務費内訳書の提出方法

入札時の提出書類	提出方法	
	電子入札対応の場合	発注者の承諾を得て紙入札方式による場合
入札書	【電子入札システムによる】	【持参】 紙(押印等したもの)
業務費内訳書	【持参、郵送又は託送】 紙(押印等したもの) + CD等(Excelファイル)	【持参】 紙(押印等したもの) + CD等(Excelファイル)